

高梁市指定給水装置工事事業者の申請・届出の手引き

1. 新規指定申請及び指定更新申請

・新規指定及び指定更新に必要な書類（※高梁市指定給水装置工事事業者規則参照）

- ① 様式第1号 指定給水装置工事事業者指定申請書（第4条関係）
- ② 別表 機械器具調書（写真添付）（第4条関係及び第5条第2号関係）
管の切断用（金切りのこ等）・管の加工用（やすり、パイプねじ切り器等）
接合用（トーチランプ・パイプレンチ等）・水圧テストポンプが必要
- ③ 様式第2号 誓約書（第4条関係及び第5条第3号関係）
- ④ 様式第3号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（第12条関係）
- ⑤ 選任技術者の給水装置工事主任技術者免状の写し
- ⑥ 法人の場合 定款又は寄付行為、及び登記簿の謄本原本（第4条関係）
役員全員の市町村発行の身分証明書の原本（第5条第3号関係）
- ⑦ 個人の場合 住民票の写し又は外国人登録証明の写し（第4条関係）
市町村発行の身分証明書の原本（第5条第3号関係）
- ⑧ 指定給水装置工事事業者証の原本（更新手続きの場合に限る）
- ⑨ 指定給水装置工事事業者店舗調査（新規指定登録の場合に限る）

新規指定手数料又は指定更新手数料 10,000円（給水条例第37条関係）

※新規指定登録審査及び指定更新審査完了後、申請者住所に納付書を送付。

2. 変更届

・届出をしなければならない変更事項（第7条第1項関係）

- ① 事業所の名称および所在地
- ② 氏名または名称および住所（本社所在地）並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ③ 法人にあっては役員の氏名
- ④ 主任技術者の氏名または主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

・提出書類（第7条第2項関係）

様式第10号

・必要な添付書類（第7条第2項関係）

変更事項が①②の場合 法人にあっては定款または寄付行為、および登記簿の謄本原本
個人にあっては住民票の写しまたは外国人登録証明書の写し

変更事項が③の場合 様式第2号 誓約書 および 市町村発行の身分証明書の原本
登記簿謄本の原本

※会社の合併等による変更の場合、役員の身分証明書は新会社の役員全員分を提出

・変更届出期限（第7条第2項関係）

変更のあった日から30日以内

3. 廃止・休止・再開

・提出書類（第7条第3項関係）

様式第11号 廃止および休止の場合は指定給水装置工事事業者証も提出

・届出期限（第7条第3項関係）

廃止または休止の場合 事業の廃止または休止の日から30日以内

再開の場合 事業の再開の日から10日以内